

**令和8年度「吉野・高野・熊野の国」事業 世界遺産広域マップ作成業務委託
募 集 要 領**

1. 適用

本要項は、令和8年度「吉野・高野・熊野の国」事業世界遺産広域マップ作成業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度「吉野・高野・熊野の国」事業 世界遺産広域マップ作成業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務目的

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の価値や魅力を分かりやすく伝えるとともに、三県にまたがる参詣道と周辺地域のつながりを可視化することで、訪問者の興味・関心を喚起し、地域内の周遊を促す情報発信ツールとして広域マップを作成する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託上限額

金3,590,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む。）

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(6) 企画提案書等の作成等に要する経費

企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

3. 手続き等

(1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1（和歌山県観光振興課内）

TEL：073-441-2780 FAX：073-432-8313

E-mail：nishida_k0015@pref.wakayama.lg.jp

(2) 委託業務仕様書の配布

○配付期間 令和8年10月5日（月）まで

○配付場所・方法 事務局で交付またはインターネットホームページ「和歌山県観光振興課」から入手

(3) 参加意向申出書の提出

○提出期限 令和8年10月5日（月）17時まで【必着】

- 提出先 3. (1) に示す事務局
- 提出物 ①参加意向申出書(様式1-1または1-2) 1部
 ただし、共同企業体の場合は、業務の履行方式*に応じた「特定委託業務共同企業体協定書(様式1-2-1もしくは1-2-2)」を参加意向申出書とともに提出すること。
 *「分担履行型」(様式1-2-1)
 1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式。
 *「共同履行型」(様式1-2-2)
 1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式。
- ②会社概要及び同種類似事業受注実績(様式2) 1部
 ※同種業務: 国又は地方公共団体(協議会等を含む)が主催する観光に関する公募事業運営・実施業務
 ※類似業務: 国又は地方公共団体(協議会等を含む)が主催する観光以外に関する公募事業運営・実施業務
 ※令和3年4月1日から令和8年3月31日までに受託、履行した実績で、同種類似の企画・運営業務の契約書の写しを必ず添付すること。
- 提出方法 E-mail
 ※送信後に電話で到着確認を行うこと。

(4) 企画提案書等の提出

- 提出期限 令和8年10月15日(木) 12時まで【必着】
- 提出先 3. (1) に示す事務局
- 提出方法 持参又は郵送
 持参の場合の受付は、各日とも午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までの間を除く。)ただし、最終日は12時までとする。
 郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。期限までに提出しなかったときは失格とする。郵便事故等を理由に、提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
- 提出物 企画提案書(様式4)、マップデザイン案及び業務実施体制(様式5) 10部及びPDFデータ
 ※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。ただし1部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。
 ※企画提案書はA4判、片面印刷左綴じ、オールカラー、10ページ以内とする。
 ※別紙仕様書に基づき、世界遺産広域マップのデザイン案を作成すること。写真、イラスト、文章等については、ダミーを使用して差し支えないので、マップ全体の完成イメージを提示すること。
 ※PDFデータは、メールにて事務局に送付すること。

(5) 質問の受付

質問の受付は次のとおりとする。

○受付期間 令和8年10月2日（金）17時まで

○受付方法 E-mail に限る。質問のある場合は、質問票（様式3）に質問事項を記載の上、送信すること。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○提出先 3.（1）に示す事務局

○回答方法 事務局（「和歌山県観光振興課」）のホームページ上にて公表する。
個別には回答しないものとする。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

※質問者名は掲載しない。

4. 受託者の特定

（1）受託者は、企画提案書の評価により特定する。

（2）企画提案書等の評価は、「吉野・高野・熊野の国」事業業務委託選定審査委員会（以下「選定審査会」という。）において審査を行う。各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として特定する。ただし、各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は契約の相手方として特定しない。

① （2）の総得点が同点の場合、各委員の評価で1位が多い者を契約の相手方として特定する。

② ①の1位評価が同数の場合は、委員長が高い評価をした者を契約の相手方として特定する。

③ ②が同評価の場合は、見積価格の低い者を契約の相手方として特定する。

④ ③の見積価格が同額の場合は、くじ引きにより契約の相手方を特定する。

⑤ 提案者が1者の場合は、全ての評価項目において各委員の合計得点が6割以上であれば契約の相手方として特定する。

⑥ 選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

（3）評価項目等

①目的との合致（10%）

・提案内容が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」及び当地域の自然・歴史・文化等の理解を踏まえた上で、委託業務の目的に合致したものとなっているか。

②制作の視点（20%）

・想定するターゲットのニーズを踏まえ、ターゲットが求める情報や、訪問・周遊につながる情報が盛り込まれているか。

③タイトル・コンセプト（20%）

・マップ全体のコンセプトが明確であり、地域の魅力を効果的に表現するとともに、ターゲットの興味・関心を喚起するものとなっているか。

・タイトルは、マップのコンセプトや地域の魅力を端的に表現し、ターゲットの興味をひくものとなっているか。

④構成・デザイン案（20%）

- ・デザイン（レイアウト、フォント、配色等）は、誰が見ても読みやすく、情報が探しやすくなっているか。
- ⑤効果検証の仕組み（10%）
 - ・効果検証に必要となる KPI が適切に提案されているか。
 - ・設定した KPI を検証するための実現可能な測定方法・データ取得の仕組みが提案されているか。
- ⑥実施体制、計画性、過去実績（20%）
 - ・業務に応じた人材が配置され、円滑に業務を遂行できるか。
 - ・実施内容、費用、スケジュールにおいて、具体的で実現可能なものとなっているか。
 - ・同種の業務実績があるか。

（4）契約について

- ①書面審査により特定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、書面審査で次点の者と契約締結の協議を行う。
- ②参加意向申出書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後に判明した場合には、契約を解除することがある。
- ③第三者に対し、委託業務の全部又は一部を委託し、もしくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ実行委員会承認を得たときは、この限りではない。
- ④特定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、特定された者と契約を締結しないものとする。
 また契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6）本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1）から5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7）本契約に係る下請契約等に当たって、上記1）から5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6）に該当する場合を除く。〕において、

「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会が「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

5. その他

- (1) 採択された提案は、契約の相手方を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて事務局等との協議のもと、業務にあたるものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- (4) 選考結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。
- (5) 選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。
- (7) 本業務の詳細事項及び進め方等については、実行委員会の指示に従うこと。
- (8) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以 上